３　法第十一条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエアのうち、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるものとする。

第十三条の二の二中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第九十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の二の規定

第十三条の五（見出しを含む。）中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第十四条第十九項を同条第二十項とし、同条第十項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第二十五条第二十二項」を「第二十五条第二十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十五条第十八項」を「第二十五条第十六項」に、「第二十項まで」を「第十八項まで」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に、「同条第二十項第二号」を「同条第十八項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　法第十二条第一項の表の第一号の下欄のイに規定する政令で定める区域は、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第二条各号に掲げる区域とする。

第十五条の二第四項第二号中「第八項」を「第七項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「同条の」を「より同条の」に、「法第四十一条の」を「より法第四十一条の」に、「同令第十五条の二第四項第一号」を「同号」に改める。

第十五条の三、第十六条及び第十六条の二を削る。

第十六条の三中「第十六条の三第一項の規定の」を「第十五条第一項の規定の」に改め、同条の表法人税法第八十一条の九第二項第一号イの項中「次号イ」を「平成二十三年法律第二十九号。次号イ」に、「第十六条の三第一項」を「第十五条第一項」に改め、同表法人税法第八十一条の九第二項第二号イの項から法人税法施行令第百五十五条の十九第三項第二号の項までの規定中「第十六条の三第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十五条第一項に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に規定する固定資産（以下この項において「固定資産」という。）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第六号に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものとする。

第三章中第十六条の三を第十六条とする。

第十七条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の表の第一号の第四欄」を削り、「同表の第一号の第三欄」を「同項」に改め、同条第三項中「同条第一項の表の第一号（」及び「又は第二号に係る部分に限る。）」を削る。

第十七条の二の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条中「及び第二項」を「の表の第一号の第二欄」に、「第二十三条」を「第十九条第一項」に、「この条」を「この項」に改め、同条各号中「提出企業立地促進計画」を「当該提出企業立地促進計画」に改め、同条に次の三項を加える。

２　法第十七条の二の二第一項の表の第二号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる法人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該法人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）とする。

３　法第十七条の二の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。）　当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間

二　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下この号において「除外区域」という。）　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（当該除外区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあった日）から当該変更の提出のあった日までの期間

４　法第十七条の二の二第一項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる法人の同法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとする。

第十七条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する」を削り、「次号において「特定被災区域」という」を「東日本大震災により被害を受けた地域をその区域とする市町村の区域であって東日本大震災復興特別区域法第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定める区域をいう。次号において同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

２　内閣総理大臣は、前項第一号の規定により区域を定めたときは、これを告示する。

第十七条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項中「に規定する政令」を「の表の第一号の第一欄に規定する政令」に、「対象期間は、同項」を「期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項」に、「同条第一項に」を「同法第十八条第二項第二号に」に、「同条第一項の」を「同欄の」に、「福島復興再生特別措置法第十八条第七項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「に規定する政令で定める場合」を「の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合」に、「同項に」を「同欄に」に改め、同項第一号中「に規定する認定を」を「の表の第一号の第一欄に規定する認定を」に、「同項の」を「同欄に掲げる」に、「から当該」を「からその」に改め、同項第二号中「に規定する認定を」を「の表の第一号の第一欄に規定する認定を」に、「同項の」を「同欄に掲げる」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の表の第一号の第三欄に規定する」に改め、同条に次の三項を加える。

４　法第十七条の三の二第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者